

令和4年第2回定例会 保健福祉医療委員会資料

【諸般の報告】

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 県立病院における新型コロナウイルス感染症への対応について | 2 |
| 2 | 頭頸部アルミノックス治療の導入について（中央病院） | 2 |
| 3 | 個人情報のFAX誤送信について（中央病院） | 3 |
| 4 | 新型コロナウイルス罹患後精神症状外来の設置について
（こころの医療センター） | 4 |
| 5 | 救急車の更新について（こども病院） | 4 |
| 6 | 県立3病院の令和3年度決算概況（速報）について | 5 |

【議案関係】

- | | | |
|--------|---------------|---|
| 第96号議案 | 損害賠償の額の決定について | 7 |
|--------|---------------|---|

令和4年6月14日

病 院 局

1 県立病院における新型コロナウイルス感染症への対応について

(1) 病床確保等の状況（令和4年6月10日現在）

病院名	確保病床数	累計受入患者数
中央病院	15床（最大で80床）	640人
こころの医療センター	4床（最大で13床）	33人
こども病院	4床（最大で7床）	28人

(2) 主な取組

- ・流行初期から入院病床を確保し、重症化リスクの高い患者や精神症状の重い患者、妊婦や乳幼児など、他病院では受入れの難しい患者に対応
- ・ワクチン接種について、大規模接種会場への医師等派遣、地域の医療機関では接種が困難な方への接種等を実施
- ・中央病院及びこども病院では、発熱患者への診療や検査のほか、宿泊療養施設入所者や自宅療養患者が急変した場合の診療対応等を実施
- ・こころの医療センター及びこども病院では、罹患後症状外来を開始

2 頭頸部アルミノックス治療の導入について（中央病院）

中央病院では、「切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部がん」を対象とした光免疫療法「頭頸部アルミノックス治療」を令和4年6月に導入した。

この治療法は、がん細胞に吸着する性質を持つ抗体と、光に反応する化学物質を結合させた薬剤を点滴投与し、患部にレーザー光を当てることで、がん細胞を破壊する治療で、手術、化学療法、放射線療法、免疫療法に次ぐ第5のがん治療法とされている。

今後も、県内唯一の都道府県がん診療連携拠点病院として、本県のがん診療の質の向上に貢献していく。

(1) 治療の概要

- ・楽天メディカル株式会社が製造販売を行う医薬品と医療機器レーザー装置を使用（同治療法の導入にあたり、令和4年4月に同社会長の三木谷浩史氏が中央病院を来訪）
- ・「切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部がん」を適応として令和2年9月に国内で承認され、令和4年4月に保険適用

(2) 導入状況（令和4年4月15日現在）

全国で62施設（本県は筑波大学附属病院と中央病院の2施設）

3 個人情報のFAX誤送信について（中央病院）

中央病院において、令和4年6月6日（月）、患者1名の退院後の訪問診療調整を行うため、傷病名等が記載された診療情報提供書と血液データを医療機関にFAX送信するにあたり、別の宛先に誤送信する事案が発生した。

不特定多数への個人情報流出はなかったが、今後、同様の事案が発生しないよう、情報セキュリティに万全を期す。

(1) 概要

ア 事案の概要

中央病院職員が、退院後の訪問診療調整のため、受入担当医療機関A（患者の訪問診療先を仲介）の職員と電話にて連絡調整を実施。

相手方医療機関B（患者の訪問診療先）のFAX番号を聞き取り、Bに患者情報を送信したところ、翌日、Bから届いていない旨の電話連絡が入り、誤送信が発覚した。

イ 誤送信した情報

- ・診療情報提供書（氏名及び職業、傷病名等の記載有）※住所、生年月日、電話番号の記載なし
- ・血液データ

ウ 経緯

6月6日（月）中央病院職員が、電話で受入担当医療機関Aから相手方医療機関BのFAX番号を聞き取り、相手方Bのホームページにおいて番号を確認した上でBに電話しFAX送信。

7日（火）相手方BからFAXが届いてない旨中央病院に連絡あり。

Aから伝えられていた番号はBが以前使用していたもので、現在のBの番号と違うことが判明。

通信会社に誤送信先について問い合わせたところ、個人情報なので教えられないとのこと。

～8日（水）FAX誤送信先に中央病院から再度FAXを送り、診療情報提供書等を回収したい旨連絡。

9日（木）誤送信先において届いた情報を破棄する旨をBが確認。

不特定多数への個人情報の流出はなかった。

※原因

受入担当医療機関からの聞き取り情報及び相手方医療機関のホームページの情報に誤りがあった。

(2) 発覚後の対応

ア 誤送信先への対応

FAX誤送信先に再度FAXを送り、送信内容についてすべて破棄していただくようお願いし、破棄したことを確認するとともにお詫びした。

イ 患者への対応

9日に、患者本人とご家族に対し、お詫びと説明を行い、ご了解をいただいた。

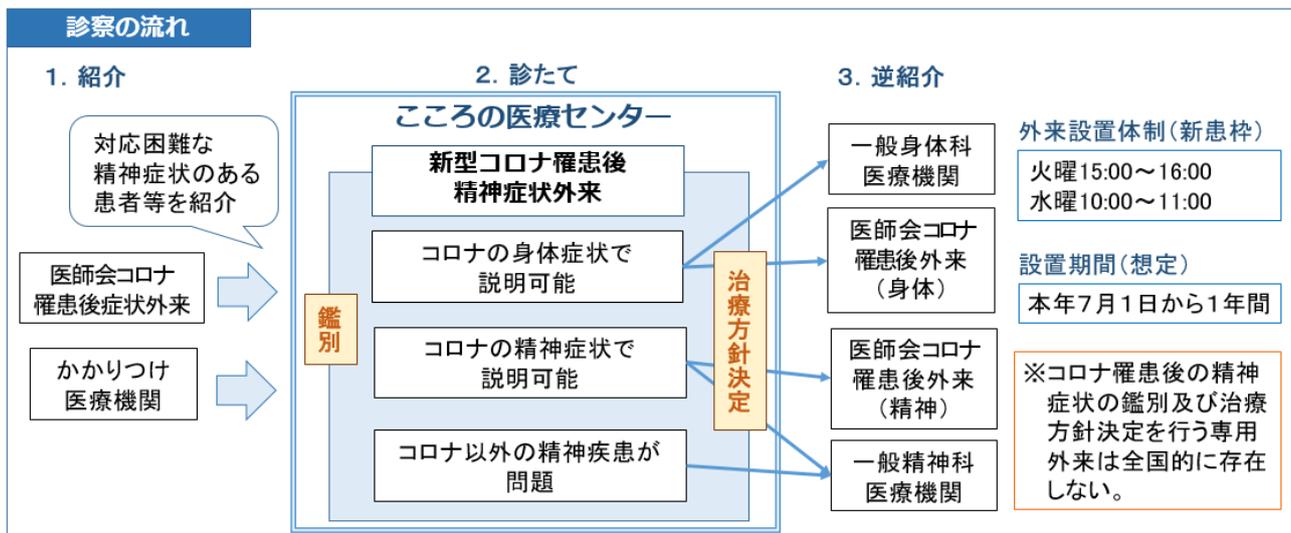
(3) 再発防止策

- ・事前にFAX機に相手方登録していない相手方に送信する場合は、患者情報のない送り状等で送信テストを行う。
- ・FAXする書類全てにおいて、診療情報等必要な情報以外の、患者住所や生年月日、電話番号、氏名、職業などをマスキングする。取り違い防止のため患者イニシャルを氏名欄近くに記載する。
- ・その他、追加対応策について、院内の医療安全管理対策委員会において検討する。

4 新型コロナウイルス罹患後精神症状外来の設置について（こころの医療センター）

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状として、倦怠感、抑うつ、不安などの様々な精神症状が報告されている。

罹患後症状については、県医師会と県が連携して診療体制を整備しているところだが、こころの医療センターでは、そこに参画するとともに、特に対応困難な精神症状のある患者を対象として、鑑別及び治療方針決定を目的とした期間限定の外来を令和4年7月に開設することとした。



5 救急車の更新について（こども病院）

こども病院では、新生児の搬送に必要な医療機器を搭載し、車内でも新生児集中治療室(NICU)に近い環境で搬送できる救急車(NICU車)を保有している。分娩施設から救急要請を受けた場合に、医師・看護師が同乗して分娩施設に赴き、必要な処置等を行いながら当院まで搬送することで、新生児の救命や治療効果を高めている。

令和4年3月、当該救急車を更新し、人工呼吸器やHEPAフィルターの搭載など、新型コロナウイルス感染症の重症小児患者も搬送できる仕様を追加した。

県央・県北地域の小児救急中核病院として、引き続き、救急医療提供体制の確保に努める。

(1) 当院救急車の概要

- ・搬送用保育器、人工呼吸器、超音波診断装置、ストレッチャー等を搭載
- ・必要に応じて分娩に立ち合い、低出生体重児等を当院まで搬送
- ・重症小児患者等の転院搬送にも活用



更新した救急車(NICU車)

(2) 実績件数

年度	R2	R3
救急車出動回数(回)	48	50

6 県立3病院の令和3年度決算概況（速報）について

※数値は速報値のため、最終決算までに変更となる可能性がある。

(1) 令和3年度決算の概況

【収益的収支】

3病院合計で34億23百万円の純利益を計上。

(主な要因は新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保補助金44億89百万円の計上)

< 3病院の状況 >

・中央病院 → 純利益を計上 30億26百万円

R2 : 12億97百万円 → R3 : 30億26百万円 (前年度比+17億29百万円)

(新型コロナウイルス感染症患者受入に伴う病床確保補助金の増)

・こころの医療センター → 純利益を計上 2億10百万円

R2 : 67百万円 → R3 : 2億10百万円 (前年度比+1億43百万円)

(新型コロナウイルス感染症患者受入に伴う病床確保補助金の増)

・こども病院 → 純利益を計上 1億87百万円

R2 : 2億5百万円 → R3 : 1億87百万円 (前年度比△18百万円)

(入院患者数の減等に伴う入院収益の減)

(2) 一般会計繰入金

新型コロナウイルス感染症対策経費に係る繰入等により前年度比4億61百万円増額し、総額60億62百万円

【参考1】収支状況（前年度比較）

(単位：百万円)

	中央病院		こころの医療センター		こども病院			3病院合計	
	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R3 (参考)※2	R2	R3
(1) 収益的収支	1,297	3,026	67	210	205	187	187	1,569	3,423
収益的収入	20,330	22,100	4,064	4,332	1,460	1,487	6,319	25,854	27,919
医業収益	13,946	14,549	2,900	2,830	36	42	4,565	16,882	17,421
病床確保補助金	2,813	3,845	70	426	53	218	218	2,936	4,489
収益的支出	19,033	19,074	3,997	4,122	1,255	1,300	6,132	24,285	24,496
医業費用	18,123	18,220	3,860	3,977	1,186	1,226	6,058	23,169	23,423
(2) 資本的収支	△856	△841	△141	△152	△285	△250	△250	△1,282	△1,243
(3) 資金収支(※1)	1,363	2,761	80	275	6	5	5	1,449	3,041

※1：非資金（減価償却費や引当金等の実際の資金の増減を伴わないもの）を除く収益的収支と資本的収支を連結したキャッシュベースでの収支。

※2：病院全体の状況を表すため、県及び指定管理者の数値を合算したもの。

【参考2】繰入金（前年度比較）

（単位：百万円）

	中央病院		こころの医療センター		こども病院		本庁		合計	
	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3
医療分(※3)	2,520	2,870	1,041	1,105	1,331	1,424	111	99	5,003	5,498
新型コロナウイルス対策(※4)	171	366	8	7	-	80	-	-	179	453
教育・研修事業分(※5)	460	426	71	71	67	67	-	-	598	564
合 計	2,980	3,296	1,112	1,176	1,398	1,491	111	99	5,601	6,062
増 減		316		64		93		△12		461

※3：救急医療、精神、小児など政策医療の提供に要する経費、建物等の償還金のうち国の繰出基準に該当する経費、病院局設置前の一般会計在職期間等に係る退職給与金などに対する繰入金。

※4：新型コロナウイルス感染症患者受入に伴う医療従事者応援金相当額、機器整備費等（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象）に対する繰入金。

※5：研修医の指導医人件費など、医療人材の教育や研修に要する経費に対する繰入金。

第96号議案 損害賠償の額の決定について

1 事案の概要

平成26年1月16日(木)午後9時30分頃から午後9時47分頃までの間、県立中央病院において、薬剤投与後に入院患者様の呼吸が停止し意識回復が望めない状態(※)となる事案が発生した。(当該患者様は令和2年に亡くなられた)。

県立中央病院では、外部調査委員会を開催し、事故原因の検証及び再発防止策の検討等を行った。また、遺族と示談交渉を進め、今般合意に達したというもの。

(※) 悪性腫瘍で入院していた患者様に対し、夜間の不眠・不穏解消のために、医師からの口頭指示により薬剤を投与。通常業務の中で経過を観察していたが、呼吸停止が発生し、低喚気・低酸素状態となり、意識の回復が望めない状態となったもの。

2 示談の必要性

不穏時頓用指示の目的が十分認識されていなかったことや、薬剤投与時に呼吸・循環のモニタリングや医療者の観察が十分に行われていないことは問題と考えており、また、相手方へ与えた精神的苦痛等を考慮して示談で解決することとした。

3 示談の概要

- (1) 示談の相手方 個人(遺族2名)
- (2) 損害賠償額 3,932万2,220円
- (3) 負担方法 県立中央病院が加入している病院賠償責任保険により全額支払われる。

県出資団体等改革工程表

(令和4年第2回定例会保健福祉医療委員会資料)

病 院 事 業 会 計 2

令和4年6月14日

病 院 局

○こども病院			○こども病院			○こども病院			○こども病院		
区分	目標項目	H30実績	区分	目標項目	R1実績	区分	目標項目	R2実績	区分	目標項目	R3実績
地域連携・支援体制の強化	在宅医療に関する連携機関数	29	地域連携・支援体制の強化	在宅医療に関する連携機関数	31	地域連携・支援体制の強化	在宅医療に関する連携機関数	34	地域連携・支援体制の強化	在宅医療に関する連携機関数	32
診療機能の充実・強化	救急車受入台数	1,714	診療機能の充実・強化	救急車受入台数	1,867	診療機能の充実・強化	救急車受入台数	1,292	診療機能の充実・強化	救急車受入台数	1,800
	外来リハビリテーション件数	3,543		外来リハビリテーション件数	4,002		外来リハビリテーション件数	2,914		外来リハビリテーション件数	2,873
医療人材の教育・研修機能の強化	初期研修医受入数(年換算)	2.1	医療人材の教育・研修機能の強化	初期研修医受入数(年換算)	2.7	医療人材の教育・研修機能の強化	初期研修医受入数(年換算)	2.3	医療人材の教育・研修機能の強化	初期研修医受入数(年換算)	2.8
	後期研修医受入数(年換算)	15.8		後期研修医受入数(年換算)	15.2		後期研修医受入数(年換算)	18.5		後期研修医受入数(年換算)	19.0

3 経営基盤の安定・強化

上記2の地域医療充実への貢献の取組みと併せて、将来にわたり高度・専門医療など必要な医療を提供していただけるよう経費節減や収益確保対策、未収金対策などに取り組む。

中期計画の着実な実行により、経営基盤の安定・強化を図る

【経常収支比率】(%)

項目	H30計画	H30実績
中央	101.3	100.2
こころ	100.4	99.3
こども	100.7	102.7

【経常収支比率】(%)

項目	R1計画	R1実績
中央	101.0	99.7
こころ	100.5	97.7
こども	103.1	103.1

【経常収支比率】(%)

項目	R2計画	R2実績
中央	102.0	106.8
こころ	100.2	101.7
こども	102.1	103.1

【経常収支比率】(%)

項目	R3計画	R3実績
中央	102.0	115.8
こころ	100.1	104.9
こども	102.5	103.1

【経常収支比率】(%)

項目	R4計画
中央	102.3
こころ	99.5
こども	102.4

【経常収支比率】(%)

項目	R5計画
中央	102.0
こころ	99.6
こども	102.9

【繰入金(医療分)](百万円)

項目	H30計画	H30実績
中央	2,421	2,260
こころ	1,158	1,069
こども	1,162	1,161
本庁	123	137
計	4,864	4,627

【繰入金(医療分)](百万円)

項目	R1計画	R1実績
中央	2,619	2,345
こころ	1,131	1,061
こども	1,342	1,315
本庁	123	111
計	5,215	4,832

【繰入金(医療分)](百万円)

項目	R2計画	R2実績
中央	2,726	2,520
こころ	1,162	1,041
こども	1,352	1,331
本庁	123	111
計	5,363	5,003

【繰入金(医療分)](百万円)

項目	R3計画	R3実績
中央	2,711	2,870
こころ	1,202	1,105
こども	1,359	1,424
本庁	123	99
計	5,395	5,498

【繰入金(医療分)](百万円)

項目	R4計画
中央	2,676
こころ	1,207
こども	1,358
本庁	123
計	5,364

【繰入金(医療分)](百万円)

項目	R5計画
中央	2,687
こころ	1,190
こども	1,234
本庁	123
計	5,234

(参考)

【収支計画】(H30実績)

項目	中央	こころ	こども
病床利用率	83.4%	82.4%	91.4%
入院単価(円)	64,873	25,509	93,100
外来単価(円)	21,710	7,246	26,394

【収支計画】(R1実績)

項目	中央	こころ	こども
病床利用率	82.5%	78.4%	88.6%
入院単価(円)	66,523	26,501	100,296
外来単価(円)	23,366	7,409	24,663

【収支計画】(R2実績)

項目	中央	こころ	こども
病床利用率	64.8%	78.1%	84.4%
入院単価(円)	72,662	26,987	116,412
外来単価(円)	25,233	7,344	23,759

【収支計画】(R3実績)

項目	中央	こころ	こども
病床利用率	64.9%	72.7%	78.6%
入院単価(円)	74,349	27,803	105,097
外来単価(円)	24,520	7,305	23,157

【収支計画】

項目	中央	こころ	こども
病床利用率	90.7%	87.1%	94.8%
入院単価(円)	71,000	26,000	90,000
外来単価(円)	22,000	7,500	25,000

【収支計画】

項目	中央	こころ	こども
病床利用率	90.7%	87.1%	94.8%
入院単価(円)	71,000	26,000	90,000
外来単価(円)	22,000	7,500	25,000

令和 3 年度包括外部監査結果報告への対応【抜粋】

テーマ：債権（県税に係るものを除く）の管理に関する財務事務の執行について

令和 4 年 6 月 1 4 日
病 院 局

【様式1】

令和3年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ 債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について		担当部・課 病院局経営管理課
1 指摘の概要 〔外部監査人作成の監査結果 報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘についての整理検討内容 〔○指摘に係る事実関係等 ○問題点の整理等〕	4 指摘に基づく措置等	
<p>Ⅲ 監査の結果（総括） 第9 病院局 1 経営管理課 8-1-1 医業未収金 中央病院 納期限経過後、適時、速やかに分割納付（延納）誓約書を締結する必要がある。</p> <p>主債務者からの履行が見込めない場合は、保証人への請求を実施する必要がある。保証人の経済的状況や生活環境を考慮する必要があるが、原則として保証人や主債務者の諸事情に関わらず、一貫した速やかな請求を実施すべきである。</p>	<p>短期</p> <p>短期</p>	<p>○指摘に係る事実関係等</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在約80人が分割納付をしているが、そのうち1人が分割納付誓約書を締結していなかった。 今回の指摘を受け既に分割納付誓約書を締結済み。 <p>○問題点の整理等</p> <ul style="list-style-type: none"> 口約束での分割納付になっていたが、分割納付誓約書を締結すべきであった。 <p>○指摘に係る事実関係等</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで、患者本人に絞った債権対策を実施しており、保証人に対しては請求をしていなかった。 <p>○問題点の整理等</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の保証人は身元引受人としての位置づけで、連帯保証人としての性格がなかったが、民法の改正により連帯保証人としての位置づけとなったものの、従前と同じ認識であった。 	<p>分割納付（延納）誓約書の受領漏れのあった1件は既に受領しており、今後、受領漏れないよう改めて取扱いを徹底した。</p> <p>主債務者に督促等を行っても納付がなされない場合は、保証人に対しても請求を行うよう令和4年中に取扱いを改めることとした。</p>	

<p>こころの医療センター 納期限経過後、適時、速やかに分割納付(延納)誓約書を締結する必要がある。</p> <p>主債務者からの履行が見込めない場合は、保証人への請求を実施する必要がある。保証人の経済的状況や生活環境を考慮する必要があるが、原則として保証人や主債務者の諸事情に関わらず、一貫した速やかな請求を実施すべきである。</p> <p>こども病院 主債務者からの履行が見込めない場合は、保証人への請求を実施する必要がある。保証人の経済的状況や生活環境を考慮する必要があるが、原則として保証人や主債務者の諸事情に関わらず、一貫した速やかな請求を実施すべきである。</p>	<p>短期</p> <p>短期</p> <p>短期</p>	<p>○指摘に係る事実関係等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在約40人が分割納付をしているが、そのうち1人が分割納付誓約書を締結していなかった。 ・ 今回指摘のあった1人は既に全額納付済みで未収が解消している。 <p>○問題点の整理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口約束での分割納付になっていたが、分割納付誓約書を締結すべきであった。 <p>○指摘に係る事実関係等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで、患者本人に絞った債権対策を実施しており、保証人に対しては請求をしていなかった。 <p>○問題点の整理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の保証人は身元引受人としての位置づけで、連帯保証人としての性格がなかったが、民法の改正により連帯保証人としての位置づけとなったものの、従前と同じ認識であった。 <p>○指摘に係る事実関係等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで、患者本人に絞った債権対策を実施しており、保証人に対しては請求をしていなかった。 <p>○問題点の整理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の保証人は身元引受人としての位置づけで、連帯保証人としての性格がなかったが、民法の改正により連帯保証人としての位置づけとなったものの、従前と同じ認識であった。 	<p>分割納付(延納)誓約書の受領漏れのあった1件は既に完納済みで債務が解消しているが、今後、受領漏れのないよう改めて取扱いを徹底した。</p> <p>主債務者に督促等を行っても納付がなされない場合は、保証人に対しても請求を行うよう令和4年中に取扱いを改めることとした。</p> <p>主債務者に督促等を行っても納付がなされない場合は、保証人に対しても請求を行うよう令和4年中に取扱いを改めることとした。</p>
--	-------------------------------	--	--

<p>こども病院</p> <p>滞納整理事項は未収金に関する経緯についての情報源となる。現在は、医事システムを中心にシステム内で電子的に記録をする等、折衝状況の記載の徹底が図られており、関係書類の保管についての管理体制も構築されているが、担当者を変更した場合や債務者から問い合わせ確認がある場合等も考慮し、債権情報や折衝状況について適時に更新することが望ましい。</p>	<p>短期</p>	<p>○指摘事項に係る事実関係等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初債権発生時期が古い債権については、電話・督促・催告に対する実施状況についての書面等の整備が不十分であった。 <p>○問題点の整理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最近の債権は、債権情報や折衝状況の記載の徹底が図られている。 	<p>現在行っている債権情報や折衝状況の記載の徹底、関係書類の保管についての管理体制構築を引き続き行うこととした。</p>
<p>3病院共通</p> <p>時効期間経過前の高額かつ不誠実な債務者に対しては、財産の状況や収入の状況を現地確認や相手方からの聞き取りだけで判断するのではなく、法的措置を実施することによるメリット(時効の更新、法的な実行力を伴う財産調査が可能、悪質な滞納者に対する断固たる回収措置によるほかの滞納者への波及効果等)も十分検討の上、法的措置を実施するか否か検討すべきである</p>	<p>短期</p>	<p>○指摘事項に係る事実関係等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度の案件では、未収金回収外部業務委託をして、事務督促や電話督促の実施はしているものの、債権額が多額であり、債務者や保証人は再三の督促にも応じていないが、支払督促や訴訟手続も行われなかった案件がある。 <p>○問題点の整理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として資力があるにもかかわらず支払わない悪質なケースは法的措置を実施してきた。 ・ 今回は臨戸訪問や聞き取りにより資力状況を確認したほか、弁護士法人への回収委託においても「回収不能」として専門家の回答を得ており、こうした状況から「資力なし」として判断し、法的措置は実施しなかった。 	<p>法的措置を実施するメリットを十分検討し、必要に応じ法的措置の実施に努めていくこととした。</p>

令和 3 年度包括外部監査結果報告への対応【総括】

テーマ：債権（県税に係るものを除く）の管理に関する財務事務の執行について

令和 4 年 6 月 1 4 日
病 院 局

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

病院局

指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
	指摘	意見	短期	中長期			
	5	22	27	0			
III 監査の結果（総括）							
第9 病院局							
1 経営管理課							
8-1-1 医業未収金							
中央病院							
157	【意見】 滞納整理事項は未収金に関する経緯についての情報源となる。現在は、医事システムを中心にシステム内で電子的に記録をする等、折衝状況の記載の徹底が図られており、関係書類の保管についての管理体制も構築されているが、担当者を変更した場合や債務者から問い合わせ確認がある場合等も考慮し、債権情報や折衝状況について適時に更新することが望ましい。	○	○		現在行っている債権情報や折衝状況の記載の徹底、関係書類の保管についての管理体制構築を引き続き行うこととした。	経営管理課	459
158	【意見】 100件以上という債権は現状では想定されず極めて例外的なケースであり、1件の債権に対してシステム改修等を実施することは費用対効果の面から困難であると思料するが、ベンダー等と協議をする際に、定期的に現状に対応するシステムの再確認をすることが望ましい。	○	○		システムベンダーとの協議の際に、現状への対応について、令和4年度から確認を行うこととした。	経営管理課	459
159	【意見】 患者の経済状況等による入院保証金の減額又は免除のほか、診療費が高額になる場合、50,000円の入院保証金では未収債権発生防止の機能を十分に果たせないおそれも想定されるので、医師に診療費の目安を確認した上で入院保証金を50,000円以上に引き上げることができるなどの事務取扱要項の見直しを検討することが望ましい。	○	○		必要に応じて入院保証金を5万円以上に引き上げることができるよう入院保証金事務取扱要項を令和4年中に改正することとした。	経営管理課	461
160	【意見】 極度額(限度額)を大幅に増額する際には、診療費が高額になることを想定しているため、その場合の対応について、医事課で決定した事項を病院局経営管理課に報告し情報を共有することが望ましい。また、公平性の観点からも、金額決定のプロセスについて担当者の裁量や恣意性の介入の余地がない体制構築をすべきである。	○	○		保証書の極度額(限度額)について、規程に基づき統一的な取扱いとした。	経営管理課	461
161	【意見】 特に年末年始や長期休暇前後等、時期により入院・退院患者数が変動するため上限額の設定が難しいという背景がある。例えば年末に退院が多い場合は現金をプールする必要があるが、年始に入院が多い場合はその逆の対応が必要となる。現状、1日の入院数は概ね250件前後であり、新型コロナウイルスの影響で減少傾向といえる。極力、事務手続が煩雑にならないように、現状に合った柔軟な金額設定を検討することが望ましい。	○	○		入院保証金の保管現金の上限額を400万円としているが、退院の多い時期に備えて上限額を引き上げるよう令和4年中に入院保証金事務取扱要項を改正することとした。	経営管理課	461

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

病院局

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		5	22	27	0			
162	【意見】 分割納付誓約は、履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではないため、債務者の資力等の状況を客観的に精査して分割納付選択の妥当性が担保されなければならない。退院後に外来で通院して分納を実施しているケースに対して、過去の債権を積極的に放棄することは、外来診療費の未収の可能性を高めるという懸念があることや診療費を納付している患者との公平性の観点から適当ではなく、費用対効果等の回収コストを考慮した効率的で拘子定規な対応を単純に実施すべきではないと史料するが、履行まで数十年以上必要な分割計画等については慎重な判断が求められる。		○	○		総務部の対応方針に基づき、一括納付が困難な患者については、分割納付誓約ではなく、履行延期の特約により対応するとともに、履行期限を10年以内とするよう令和4年中に未収金管理マニュアルを改正することとした。	経営管理課	463
163	【意見】 文書管理規程の遵守を前提として、例えば、1,000,000円以上の債権については高額案件として書面データを残すことも検討されたい。		○	○		現在書面の送付状況は医事システム内で管理しているが、書面データの保存についても令和4年中に必要性等を踏まえ検討することとした。	経営管理課	463
164	【指摘】 納期限経過後、適時、速やかに分割納付（延納）誓約書を締結する必要がある。	○		○		分割納付（延納）誓約書の受領漏れのあった1件は既にも受領しており、今後、受領漏れのないよう改めて取扱いを徹底した。	経営管理課	463
165	【指摘】 主債務者からの履行が見込めない場合は、保証人への請求を実施する必要があった。保証人の経済的状況や生活環境を考慮する必要はあるが、原則として保証人や主債務者の諸事情に関わらず、一貫した速やかな請求を実施すべきである。	○		○		主債務者に督促等を行っても納付がなされない場合は、保証人に対しても請求を行うよう令和4年中に取扱いを改めることとした。	経営管理課	464
166	【意見】 外国人に対する面談時には、翻訳機能を活用した対応を実施している。外国人に対する督促状等の文書作成については、患者の国籍等も多様なため全ての言語に対応することが現実的に困難であり、事務負担の観点からも容易ではないと史料するが、多様化する社会を見据えた滞納対策の選択肢のひとつとして、日本語以外の言語での対応について検討することが望ましい。		○	○		督促状、催告書を送付する際に、必要に応じて外国語の文書を同封するよう令和4年中に取扱いを改めることとした。	経営管理課	464
167	【意見】 新型コロナウイルス感染症の影響や費用対効果の検証、債務者の諸事情等の状況にもよるが、債権管理の方針決定の一環として臨戸訪問の実施が必要なケースもある。臨戸訪問実施の判断について、より具体的で客観的な一貫性のある基準等を再検討することが望ましい。		○	○		臨戸訪問を行う具体的かつ客観的な基準を令和4年中に再検討することとした。	経営管理課	464
こころの医療センター								
168	【意見】 滞納整理事項は未収金に関する経緯についての情報源となる。現在は、医事システムを中心にシステム内で電子的に記録をする等、折衝状況の記載の徹底が図られており、関係書類の保管についての管理体制も構築されているが、担当者を変更した場合や債務者から問い合わせ確認がある場合等も考慮し、債権情報や折衝状況について適時に更新することが望ましい。		○	○		現在行っている債権情報や折衝状況の記載の徹底、関係書類の保管についての管理体制構築を引き続き行うこととした。	経営管理課	470

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

病院局

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		5	22	27	0			
169	【意見】 詳細なコメント入力ができない期間もメモ入力等を活用して電子的な記録を時系列も含めて記載しているが、管理が煩雑となりかねないことから、システム移行の際は慎重な運用が求められる。		○	○		次回システム移行の際には、引き続き詳細なコメントが入力できるよう留意することとした。	経営管理課	471
170	【意見】 分割納付誓約は、履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではないため、債務者の資力等の状況を客観的に精査して分割納付選択の妥当性が担保されなければならない。退院後に外来で通院して分納を実施しているケースに対して、過去の債権を積極的に放棄することは、外来診療費の未収の可能性を高めるといふ懸念があることや診療費を納付している患者との公平性の観点から適当ではなく、費用対効果等の回収コストを考慮した効率的で杓子定規な対応を単純に実施すべきではないと思量するが、履行まで数十年以上必要な分割計画等については慎重な判断が求められる。		○	○		総務部の対応方針に基づき、一括納付が困難な患者については、分割納付誓約ではなく、履行延期の特約により対応するとともに、履行期限を10年以内とするよう令和4年中に未収金管理マニュアルを改正することとした。	経営管理課	472
171	【指摘】 納期限経過後、適時、速やかに分割納付（延納）誓約書を締結する必要がある。	○		○		分割納付（延納）誓約書の受領漏れのあった1件は既に完納済みで債務が解消しているが、今後、受領漏れのないよう改めて取扱いを徹底した。	経営管理課	472
172	【指摘】 主債務者からの履行が見込めない場合は、保証人への請求を実施する必要がある。保証人の経済的状況や生活環境を考慮する必要があるが、原則として保証人や主債務者の諸事情に関わらず、一貫した速やかな請求を実施すべきである。	○		○		主債務者に督促等を行っても納付がなされない場合は、保証人に対しても請求を行うよう令和4年中に取扱いを改めることとした。	経営管理課	472
173	【意見】 外国人に対する面談時には、翻訳機能を活用した対応を実施している。外国人に対する督促状等の文書作成については、患者の国籍等多様なため全ての言語に対応することが現実的に困難であり、事務負担の観点からも容易ではないと思量するが、多様化する社会を見据えた滞納対策の選択肢のひとつとして、日本語以外の言語での対応について検討することが望ましい。		○	○		督促状、催告書を送付する際に、必要に応じ外国語の文書を同封するよう令和4年中に取扱いを改めることとした。	経営管理課	473
174	【意見】 納入通知書等で支払いを受けた場合、実際の支払者までは確認がとれず親族等により支払われているケースもあるものと推測される。債務者以外と診療費等に係る分割納付承認願兼完済誓約書を締結することはトラブル防止の観点から慎重な判断が必要であるが、第三者と把握している状況においては適時状況の確認を継続的に実施することが望ましい。		○	○		第三者が納付する際は、適時状況の確認を実施することとした。	経営管理課	473
175	【意見】 新型コロナウイルス感染症の影響や費用対効果の検証、債務者の諸事情等の状況にもよるが、債権管理の方針決定の一環として臨戸訪問の実施が必要なケースもある。臨戸訪問実施の判断について、より具体的で客観的な一貫性のある基準等を再検討することが望ましい。		○	○		臨戸訪問を行う具体的かつ客観的な基準を令和4年中に再検討することとした。	経営管理課	473

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

病院局

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		5	22	27	0			
	こども病院							
176	【意見】 滞納整理事項は未収金に関する経緯についての情報源となる。現在は、医事システムを中心にシステム内で電子的に記録をする等、折衝状況の記載の徹底が図られており、関係書類の保管についての管理体制も構築されているが、担当者を変更した場合や債務者から問い合わせ確認がある場合等も考慮し、債権情報や折衝状況について適時に更新することが望ましい。		○	○		現在行っている債権情報や折衝状況の記載の徹底、関係書類の保管についての管理体制構築を引き続き行うこととした。	経営管理課	480
177	【意見】 分割納付誓約は、履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではないため、債務者の資力等の状況を客観的に精査して分割納付選択の妥当性が担保されなければならない。退院後に外来で通院して分納を実施しているケースに対して、過去の債権を積極的に放棄することは、外来診療費の未収の可能性を高めるといった懸念があることや診療費を納付している患者との公平性の観点から適当ではなく、費用対効果等の回収コストを考慮した効率的で杓子定規な対応を単純に実施すべきではないと思考するが、履行まで数十年以上必要な分割計画等については慎重な判断が求められる。		○	○		総務部の対応方針に基づき、一括納付が困難な患者については、分割納付誓約ではなく、履行延期の特約により対応するとともに、履行期限を10年以内とするよう令和4年中に未収金管理マニュアルを改正することとした。	経営管理課	482
178	【意見】 現状は、未収金管理マニュアルに基づき管理の徹底が図られているが、当初債権発生時期が古い債権について、医業未収金回収マニュアルに準じて、納付期限経過後は適時、速やかに催告状を送付する必要がある。		○	○		現在は納付期限経過後速やかに催告状を送付するよう適切に実施している。	経営管理課	482
179	【指摘】 主債務者からの履行が見込めない場合は、保証人への請求を実施する必要があった。保証人の経済的状況や生活環境を考慮する必要はあるが、原則として保証人や主債務者の諸事情に関わらず、一貫した速やかな請求を実施すべきである。	○		○		主債務者に督促等を行っても納付がなされない場合は、保証人に対しても請求を行うよう令和4年中に取扱いを改めることとした。	経営管理課	482
180	【意見】 外国人に対する面談時には、翻訳機能を活用した対応を実施している。外国人に対する督促状等の文書作成については、患者の国籍等も多様なため全ての言語に対応することが現実的に困難であり、事務負担の観点からも容易ではないと思考するが、多様化する社会を見据えた滞納対策の選択肢のひとつとして、日本語以外の言語での対応について検討することが望ましい。		○	○		督促状、催告書を送付する際に、必要に応じ外国語の文書を同封するよう令和4年中に取扱いを改めることとした。	経営管理課	483
181	【意見】 新型コロナウイルス感染症の影響や費用対効果の検証、債務者の諸事情等の状況にもよるが、債権管理の方針決定の一環として臨戸訪問の実施が必要なケースもある。臨戸訪問実施の判断について、より具体的で客観的な一貫性のある基準等を再検討することが望ましい。		○	○		臨戸訪問を行う具体的かつ客観的な基準を令和4年中に再検討することとした。	経営管理課	483

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

病院局

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		5	22	27	0			
	3病院共通							
182	【意見】 債務者死亡については、関係者の話だけで判断するのではなく、相続人調査や相続放棄の照会等の裏付け調査をすべきであった。		○	○		現在は債務者死亡の際、相続人調査や相続放棄の照会等の裏付け調査を適切に行っている。	経営管理課	489
183	【意見】 時効期間経過前の高額かつ不誠実な債務者に対しては、財産の状況や収入の状況を現地確認や相手方からの聞き取りだけで判断するのではなく、法的措置を実施することによるメリット（時効の更新、法的な実行力を伴う財産調査が可能、悪質な滞納者に対する断固たる回収措置によるほかの滞納者への波及効果等）も十分検討の上、法的措置を実施するか否か検討すべきである。		○	○		法的措置を実施するメリットを十分検討し、必要に応じ法的措置の実施に努めていくこととした。	経営管理課	491
		5	22	27	0			